

枚方市教育委員会 協議会 資料

案件

- 1 叙勲について
- 2 平成28年度中学生チャレンジテストの実施について

○開催日 平成28年3月14日
○開催場所 輝きプラザきらら3階
教育委員会室

叙勲について

学校教育部 教職員課

1. 概要

元枚方市立小中学校長について、内閣総理大臣からその功労に対し叙勲が行われましたので、報告するものです。

2. 内容

・瑞宝双光章

元 枚方市立菅原小学校長 米谷 三男 氏

元 枚方市立第一中学校長 今出 金仁 氏

3. その他

伝達済みです。

平成 28 年度中学生チャレンジテストの実施について

学校教育部 教育指導課

1. 趣旨

平成 28 年度中学生チャレンジテスト実施要領に基づき、本調査に参加することについて報告するものです。

なお、平成 28 年度中学生チャレンジテストの結果については、これまで本市が実施している全国及び大阪府学力・学習状況調査結果、中学生チャレンジテスト結果の公表の方針を踏まえ、結果概要、設問ごとの正答率等の公表を行います。

2. 目的

平成 28 年度中学生チャレンジテストに枚方市立中学校が参加することによって、府全体との状況との関係において、本市生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市生徒の課題改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育政策や教育指導に反映させ、本市生徒の学力向上を図ることを目的とします。

また、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、大阪府教育委員会より提供された「評定の範囲」、「府全体の評定平均」を活用し、学校の評価活動の改善と充実を図ることを目的とします。

3. 内容・実施時期等

別紙「平成 28 年度中学生チャレンジテスト実施要領」のとおり

<主な変更点>

- ・第 1 学年、第 2 学年の調査に加え、第 3 学年の調査も実施されること
- ・大阪府教育委員会が「府全体の評定平均」を作成すると明記したこと

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画

第 5 章第 1 節 子どもたちの学ぶよろこびを育み、生きる力を養う（施策No.34）

5. 関係法令、条例等

平成 28 年度中学生チャレンジテスト実施要領

平成28年度中学生チャレンジテスト 実施要領

1 調査目的

- (1) 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。
加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。
- (2) 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- (3) 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。
- (4) 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。

2 調査対象

- (1) 原則として、府内の市町村立中学校、特別支援学校及び府立支援学校中学部（以下「学校」と言う。）の第1学年、第2学年及び第3学年を対象とする。
- (2) 特別支援学校、府立支援学校中学部及び中学校の支援学級に在籍している生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する生徒は、調査の対象としないことを原則とする。
 - ① 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒
 - ② 知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校及び府立支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

3 調査実施日

第1学年、第2学年	平成29年1月12日（木）
第3学年	平成28年6月23日（木）

4 調査内容

- (1) 調査の対象教科は、第1学年で、国語、数学及び英語、第2学年、第3学年で、国語、社会、数学、理科及び英語とする。また、生徒に対するアンケートを実施する。
- (2) 出題範囲は、別紙のとおりとする。
- (3) 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式の問題とする。

5 調査実施場所及び調査時間

- (1) 調査実施場所は、各学校とする。
- (2) 調査時間は、1教科あたり45分とする。

6 調査の実施体制

調査の実施体制は、以下のとおりとする。

- (1) 調査は、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、調査の一部（問題冊子等の作成・配送・回収、調査結果の採点・集計、教育委員会・学校への提供作業等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、調査にあたり、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行う。
- (3) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査実施にあたる。
- (4) 調査実施に関するスケジュールについては、別途示す。

7 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の示し方

- ① 各学年の教科ごとの得点分布及び平均点
- ② 各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率
- ③ その他、調査の目的の達成に資する調査結果等

(2) 調査結果の提供

- ① 大阪府教育委員会は、調査の目的の達成に資するため、原則として以下の調査結果を提供する。
 - ア 市町村教育委員会に対しては、その設置管理する学校全体の調査結果、その設置管理する学校ごとの調査結果及び府全体の調査結果等
 - イ 学校に対しては、当該学校全体の調査結果、各生徒の調査結果及び府全体の調査結果等
 - ウ 生徒に対しては、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果等
- ② 学校は、調査に参加した生徒に対して、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果を配付すること。

(3) 調査結果の活用

大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校においては、調査の目的を達成するため、調査結果を活用した多面的な分析を行い、以下のような取組みに努めることとする。

- ① 大阪府教育委員会は、調査結果を踏まえ、市町村教育委員会及び学校における取組み

に対して必要な支援等を行うなど、府内全体の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこととする。

- ② 市町村教育委員会においては、調査結果を踏まえ、設置管理する学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、域内の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ③ 各学校においては、調査結果を踏まえ、生徒の学力の向上をめざし、自らの教育の改善に向けて取り組むこと。
- ④ 上記の取組みを進めるにあたっては、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切な連携を図ること。

(4) 教育委員会及び学校による調査結果の公表

調査結果の公表については、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況にかかる調査結果を公表する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の状況にかかる調査結果の公表に努めること。
また、自らが設置管理する学校の調査結果については、それぞれの判断において公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、教育上の効果や影響等を考慮した上で、公表することは可能であること。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ 調査結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、調査の目的に加え、調

査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

- ④ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。

なお、平均点などの数値について一覧での公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ⑤ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する中学校が1校しかない町村にあつては、町ごと又は村ごと）の調査結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

8 留意事項

(1) 市町村教育委員会及び学校における実施・活用体制等

調査を実施するとともに、調査結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

- ① 市町村教育委員会においては、調査責任者及び調査担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応するなど、適切な実施体制を整備すること。
- ② 学校においては、調査責任者及び調査担当者を指名し、適切な実施体制を整備すること。
- ③ 市町村教育委員会及び学校においては、調査の実施にあたって、その目的や内容、調査結果の取扱い等を生徒、保護者等に周知すること。
- ④ 市町村教育委員会及び学校においては、調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ⑤ 市町村教育委員会及び学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- ⑥ 市町村教育委員会及び学校においては、調査結果の分析やこれを活用して教育施策及び教育の改善を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、生徒の個人名等を取得しない調査方法を用いる。
- ② 市町村教育委員会及び学校は、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り

扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査は、市町村教育委員会及び学校の協力を得て実施するものであるが、学校保健安全法第20条や学校教育法施行規則第63条に示される臨時休業が生じた場合など、調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、調査実施日以降に別途調査することができる。この場合、全体の集計からは除外することとするが、市町村教育委員会及び学校の求めに応じて、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。

(5) 障がいのある生徒への対応

障がいのある生徒については、学校の判断により、当該生徒の障がいの種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を行うこと。

(6) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生徒は、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、社会、数学、理科、及び英語の時間に、別室等で他の生徒とは異なる学習指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことができる。なお、調査を行うにあたっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を行うこと。

(7) 調査実施マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、別途示す。

9 評定の公平性の担保に資する資料について

(1) 「評定の範囲」、「府全体の評定平均」の作成

大阪府教育委員会は、調査結果を活用して、学校の評価活動の改善と充実を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、「評定の範囲」、「府全体の評定平均」を作成する。

(2) 「評定の範囲」、「府全体の評定平均」の作成方法

- ① 作成にあたっては、調査対象校から一定数の学校（以下「抽出校」と言う。）を抽出する。
- ② 抽出校は、個々の生徒の当該年度の1学期及び2学期（2学期制の抽出校にあつてはそれに準じる期間）を通じた学習の実現状況に基づいて推定される成績（以下「仮評定」と言う。）を大阪府教育委員会へ提供すること。なお、各抽出校が提供する仮評定は以

下のとおりとし、具体的な提供方法等については、別途示す。

ア 第1学年 国語、数学及び英語

イ 第2学年 国語、社会、数学、理科及び英語

③ 大阪府教育委員会は、提供された仮評定と第1学年、第2学年の調査の結果を分析し「評定の範囲」、「府全体の評定平均」を作成する。

(3) 「評定の範囲」、「府全体の評定平均」の取扱い

① 大阪府教育委員会は、「評定の範囲」、「府全体の評定平均」を市町村教育委員会へ提供する。

② 市町村教育委員会は、域内の学校に「評定の範囲」、「府全体の評定平均」を示すとともに、それらを活用し学校の評価活動の改善と充実を図ること。

③ 学校は、「評定の範囲」、「府全体の評定平均」、及び第3学年の調査結果により各校が求めた「評定平均の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実を図ること。

(4) 大阪府公立高等学校入学者選抜における「評定の範囲」、「府全体の評定平均」の活用
調査書に評定を記載する際に「評定の範囲」、「府全体の評定平均」を活用する方法については、第3学年は平成29年度、第2学年は平成30年度、第1学年は平成31年度の大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項にそれぞれ示す。

◆中学校第1学年

【国語】(領域等別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと	基礎的・語文化と語の環境の類
<p>(1) 話すこと・聞くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。</p> <p>アイウエオ</p> <p>(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>アイ</p>	<p>(1) 書くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。</p> <p>アイウエオ</p> <p>(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>アイウ</p>	<p>(1) 読むこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。</p> <p>アイウエオカ</p> <p>(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>アイウ</p>	<p>(1) 「A 話すこと・聞くこと」、 「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。</p> <p>ア (7) (4) イ (7) (4) (ウ) (エ) (オ) ウ (7) (4)</p> <p>(2) 書写に関する次の事項について指導する。</p> <p>アイ</p>

《取り扱う題材》

- 文学的な文章，説明的な文章
- 児童・生徒の作文，発表原稿などの成果物，様々な非連続テキスト，書写（楷書）
- 古典，その他複数の題材を関連付けたもの

【数学】(領域別出題範囲)

以下は、学習指導要領解説及び国立教育政策研究所「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D 資料の活用
<p>(1) アイウエ 【正の数と負の数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性と意味 ・四則計算とその意味 ・表現，処理 <p>(2) アイウエ 【文字を用いた式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性と意味 ・式の計算 ・表現，読み取り <p>(3) アイウ 【一元一次方程式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要性と意味 ・解の意味 ・等式の性質 ・方程式を解く ・方程式の活用 	<p>(1) アイ 【平面図形】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な作図とその活用 ・平行移動，対称移動及び回転移動 	<p>(1) アイウエオ 【比例と反比例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関数関係の意味 ・比例，反比例の関係 ・座標の意味 ・比例，反比例の特徴 ・事象を捉え説明する 	-

※ 「B 図形」(2) **アイウ**【空間図形と計量】，及び「D 資料の活用」(1) **アイ** は出題範囲から除く。

※ 「B 図形」の範囲から，「扇形」は除く。

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1)ア 聞くこと	(1)イ 話すこと	(1)ウ 読むこと	(1)エ 書くこと
(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)	—	(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)	(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)

《取り扱う言語材料について》

- 単文、重文
- 肯定及び否定の平叙文（現在形）
- 肯定及び否定の命令文
- 疑問文のうち、動詞（現在形）で始まるもの、助動詞（do, does）で始まるもの及び疑問詞（how, what, where, who, whose）で始まるもの
- 名詞の単数形及び複数形
- 文構造
 - [主語＋動詞]
 - [主語＋動詞＋補語]のうち、主語＋be 動詞＋

}	名詞
	代名詞
	形容詞
 - [主語＋動詞＋目的語]のうち、主語＋動詞＋

}	名詞
	代名詞
- 代名詞のうち、人称、指示、疑問を表すもの
- 音声に関するもの

◆中学校第2学年

【国語】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと	領域の識文化と国語の環境構築
(1) 話すこと・聞くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 アイウエオ (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイ	(1) 書くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 アイウエオ (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(1) 読むこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 アイウエオ (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。 アイウ	(1) 「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。 ア (7) (イ) イ (7) (イ) (ウ) (エ) (オ) ウ (7) (イ) (2) 書写に関する次の事項について指導する。 アイ

《取り扱う題材》

- 文学的な文章，説明的な文章
- 児童・生徒の作文，発表原稿などの成果物，様々な非連続テキスト，書写（行書）
- 古典，その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】（分野別出題範囲）

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類（「A問題」「B問題」）から選択する。

◇A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
(2) 日本の様々な地域 イ 世界と比べた日本の地域的特色 (イ) (ウ) (エ) (7) 自然環境を除く ウ 日本の諸地域（九州，中国・四国，近畿，中部，関東，東北，北海道）	(4) 近世の日本 アイウエ

◇B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
(2) 日本の様々な地域 ア 日本の地域構成 イ 世界と比べた日本の地域的特色 (7) (イ) (ウ) (エ) ウ 日本の諸地域（九州，中国・四国，近畿，中部）	(4) 近世の日本 ウエ (5) 近代の日本と世界 アイ 及び ウ の一部（帝国議会開設まで）

【数学】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領解説及び国立教育政策研究所「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D 資料の活用
(1) アイウ 【文字を用いた式】 ・整式の加法，減法 ・単項式の乗法，除法 ・表現，説明 ・式の変形 (2) アイウ 【連立二元一次方程式】 ・必要性和意味 ・解の意味 ・方程式を解く ・方程式の活用	(1) アイ 【平行線の性質】 ・平行線や角の性質 ・多角形の角の性質 (2) アイ 【合同条件と証明】 ・合同の意味 ・三角形の合同条件 ・証明の必要性和意味 ・証明の方法	(1) アイウエ 【一次関数】 ・一次関数の関係 ・一次関数の特徴 ・二元一次方程式 ・事象を捉え説明する	-

※「B 図形」(2)ウ（三角形と平行四辺形），及び「D 資料の活用」(1)アイ は出題範囲から除く。

【理科】（分野別出題範囲）

※各学校は、自校の学習進度等に応じて、下記の2種類（「A問題」「B問題」）から選択する。

◇ A問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
物理的領域	化学的領域	生物的領域	地学的領域
(3) 電流とその利用 ア 電流 (7) 回路と電流・電圧 (4) 電流・電圧と抵抗	(4) 化学変化と原子・分子 ア 物質の成り立ち イ 化学変化 ウ 化学変化と物質の質量	(3) 動物の生活と生物の変遷 ア 生物と細胞 イ 動物の体のつくりと働き ウ 動物の仲間 エ 生物の変遷と進化	-

◇ B問題

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
物理的領域	化学的領域	生物的領域	地学的領域
-	(4) 化学変化と原子・分子 ア 物質の成り立ち イ 化学変化 ウ 化学変化と物質の質量	(3) 動物の生活と生物の変遷 ア 生物と細胞 イ 動物の体のつくりと働き ウ 動物の仲間 エ 生物の変遷と進化	(4) 気象とその変化 ア 気象観測 イ 天気の変化 (7) 霧や雲の発生 (4) 前線の通過と気象の変化の一部分(高気圧, 低気圧のまわりの風の吹き方)

【英語】（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1)ア 聞くこと	(1)イ 話すこと	(1)ウ 読むこと	(1)エ 書くこと
(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)	—	(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)	(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)

《取り扱う言語材料について》

- 単文、重文及び複文
- 肯定及び否定の平叙文
- 肯定及び否定の命令文
- 疑問文のうち、動詞で始まるもの、助動詞（can, do, may など）で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞（how, what, when, where, which, who, whose, why）で始まるもの

○文構造

- [主語＋動詞]
- [主語＋動詞＋補語]のうち、主語＋be 動詞＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$ 、主語＋be 動詞以外の動詞＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$
- [主語＋動詞＋目的語]のうち、主語＋動詞＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{動名詞} \\ \text{to 不定詞} \\ \text{that で始まる節} \end{array} \right\}$
- [主語＋動詞＋間接目的語＋直接目的語]のうち、主語＋動詞＋間接目的語＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{array} \right\}$
- There ＋ be 動詞＋～

○代名詞

- 人称、指示、疑問、数量を表すもの

○動詞の時制など

- 現在形、過去形、現在進行形、過去進行形及び助動詞などを用いた未来表現

○to 不定詞のうち、名詞としての用法及び副詞としての用法

○動名詞

○have to, don't have to

○音声に関するもの

◆中学校第3学年

【国語】（領域等別出題範囲）

以下は、第1、第2学年の学習指導要領の内容項目

A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと	基礎的・知識的・技能的・態度的
<p>(1) 話すこと・聞くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。</p> <p>アイウエオ</p> <p>(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>アイ</p>	<p>(1) 書くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。</p> <p>アイウエオ</p> <p>(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>アイウ</p>	<p>(1) 読むこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。</p> <p>アイウエオカ</p> <p>(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>アイウ</p>	<p>(1) 「A 話すこと・聞くこと」、 「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。</p> <p>ア(ア) (イ) (イ) (ウ) (エ) (カ)</p> <p>ウ(ウ) (イ)</p> <p>(2) 書写に関する次の事項について指導する。</p> <p>アイ</p>

《取り扱う題材》

- 文学的な文章，説明的な文章
- 児童・生徒の作文，発表原稿などの成果物，様々な非連続テキスト，書写（楷書と行書）
- 古典，その他複数の題材を関連付けたもの

【社会】（分野別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
<p>(1) 世界の様々な地域</p> <p>ア 世界の地域構成</p> <p>イ 世界各地の人々の生活と環境</p> <p>ウ 世界の諸地域</p> <p>(ア) (イ) (ウ) (エ) (カ) (キ)</p> <p>エ 世界の様々な地域の調査</p> <p>(2) 日本の様々な地域</p> <p>ア 日本の地域構成</p> <p>イ 世界と比べた日本の地域的特色</p> <p>(ア) (イ) (ウ) (エ)</p> <p>ウ 日本の諸地域</p> <p>(ア) (イ) (ウ) (エ) (カ) (キ) (ク)</p> <p>エ 身近な地域の調査</p>	<p>(1) 歴史のとらえ方</p> <p>(2) 古代までの日本</p> <p>アイウ</p> <p>(3) 中世の日本</p> <p>アイ</p> <p>(4) 近世の日本</p> <p>アイウエ</p> <p>(5) 近代の日本と世界</p> <p>アイウエオ</p>

【数学】（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領解説及び国立教育政策研究所「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D 資料の活用
<p>中学校第1学年 (1) アイウエ 【正の数と負の数】 ・必要性と意味 ・四則計算とその意味 ・表現、処理</p> <p>(2) アイウエ 【文字を用いた式】 ・必要性と意味 ・式の計算 ・表現、読み取り</p> <p>(3) アイウ 【一元一次方程式】 ・必要性と意味 ・解の意味 ・等式の性質 ・方程式を解く ・方程式の活用</p> <p>中学校第2学年 (1) アイウ 【文字を用いた式】 ・整式の加法、減法 ・単項式の乗法、除法 ・表現、説明 ・式の変形</p> <p>(2) アイウ 【連立二元一次方程式】 ・必要性と意味 ・解の意味 ・方程式を解く ・方程式の活用</p> <p>中学校第3学年 (2) アイウ 【式の展開と因数分解】 ・単項式と多項式の乗除 ・式の展開と因数分解 ・文字式を用いて説明する ・自然数と素因数分解</p>	<p>中学校第1学年 (1) アイ 【平面図形】 ・基本的な作図とその活用 ・平行移動、対称移動及び回転移動</p> <p>(2) アイウ 【空間図形】 ・直線や平面の位置関係 ・運動による構成 ・空間図形の平面上への表現と読み取り ・図形の計量</p> <p>中学校第2学年 (1) アイ 【平行線の性質】 ・平行線や角の性質 ・多角形の角の性質</p> <p>(2) アイウ 【合同条件と証明】 ・合同の意味 ・三角形の合同条件 ・証明の必要性と意味 ・証明の方法 ・三角形と平行四辺形の性質及び証明</p>	<p>中学校第1学年 (1) アイウエオ 【比例と反比例】 ・関数関係の意味 ・比例、反比例の関係 ・座標の意味 ・比例、反比例の特徴 ・事象を捉え説明する</p> <p>中学校第2学年 (1) アイウエ 【一次関数】 ・一次関数の関係 ・一次関数の特徴 ・二元一次方程式 ・事象を捉え説明する</p>	<p>中学校第1学年 (1) アイ 【資料の活用】 ・ヒストグラムの必要性と意味 ・代表値の必要性と意味 ・傾向を捉え説明する</p> <p>中学校第2学年 (1) アイ 【確率】 ・必要性と意味 ・確立を求める ・事象を捉え説明する</p>

【理科】 (分野別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

第1分野		第2分野	
物理的領域	化学的領域	生物的領域	地学的領域
(1) 身近な物理現象 ア 光と音 イ 力と圧力 (3) 電流とその利用 ア 電流 イ 電流と磁界	(2) 身の回りの物質 ア 物質のすがた イ 水溶液 ウ 状態変化 (4) 化学変化と原子・分子 ア 物質の成り立ち イ 化学変化 ウ 化学変化と物質の質量	(1) 植物の生活と種類 ア 生物の観察 イ 植物の体のつくりと働き ウ 植物の仲間 (3) 動物の生活と生物の変遷 ア 生物と細胞 イ 動物の体のつくりと働き ウ 動物の仲間 エ 生物の変遷と進化	(2) 大地の成り立ちと変化 ア 火山と地震 イ 地層の重なりと過去の様子 (4) 気象とその変化 ア 気象観測 イ 天気の変化 ウ 日本の気象

【英語】 (領域別出題範囲)

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1)ア 聞くこと	(1)イ 話すこと	(1)ウ 読むこと	(1)エ 書くこと
(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)	—	(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)	(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)

《取り扱う言語材料について》

- 単文、重文及び複文
- 肯定及び否定の平叙文
- 肯定及び否定の命令文
- 疑問文のうち、動詞で始まるもの、助動詞 (can, do, may など) で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞 (how, what, when, where, which, who, whose, why) で始まるもの
- 文構造
 - [主語+動詞]
 - [主語+動詞+補語] のうち、主語+be 動詞+

}	名詞 代名詞 形容詞
---	------------------

 , 主語+be 動詞以外の動詞+

}	名詞 形容詞
---	-----------
 - [主語+動詞+目的語] のうち、主語+動詞+

}	名詞 代名詞 動名詞 to 不定詞 that で始まる節
---	--
 - [主語+動詞+間接目的語+直接目的語] のうち、主語+動詞+間接目的語+

}	名詞 代名詞
---	-----------
 - There + be 動詞+～
- 代名詞
 - 人称、指示、疑問、数量を表すもの
- 動詞の時制など
 - 現在形、過去形、現在進行形、過去進行形及び助動詞などを用いた未来表現
- 形容詞及び副詞の比較表現
- to 不定詞のうち、名詞としての用法及び副詞としての用法
- 動名詞
- 受け身
- 音声に関するもの

平成28年度中学生チャレンジテスト 第1学年、第2学年 実施スケジュール

年	月	内 容
平成 28年	4月	
	5月	学校基本情報の確認
	6月	
	7月	周知用リーフレットの配送・抽出校の指定
	8月	
	9月	
	10月	実施マニュアル等の配送 学校基本情報の再確認
	11月	
	12月	
平成 29年	1月	問題等の配送 (11日) 調査実施 (12日) 解答用紙の回収・抽出校から仮評定の回収 (13日) 後日実施の回収 (23日)
	2月	調査結果の提供・「評定の範囲」の提示
	3月	

平成28年度中学生チャレンジテスト 第3学年 実施スケジュール

年	月	内 容
平成 28年	1月	
	2月	
	3月	学校基本情報の確認
	4月	周知用リーフレットの配送 学校基本情報の再確認 「府全体の評定平均」の提示
	5月	実施マニュアル等の配送
	6月	問題等の配送 (22日) 調査実施 (23日) 解答用紙の回収 (24日)
	7月	後日実施の回収 (4日)
	8月	調査結果の提供
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	